

京都府立鴨沂高等学校食堂・売店出店者募集要領

1 趣旨・目的

京都府立鴨沂高等学校食堂・売店について、生徒、教職員の福利厚生に資するため、豊富な経験と能力を有し、健全な運営の望める出店者を募集します。

2 募集概要

- (1) 件 名 京都府立鴨沂高等学校食堂・売店の出店
- (2) 募 集 内 容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 使用許可期間 平成30年8月1日(予定)から平成31年3月31日
(出店準備期間等含む。)
※5年を限度に更新可(条件等は、別紙「企画提案仕様書」による。)
- (4) 使 用 料 免除

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 業務に従事する者の雇用について、労働基準法をはじめ関係法令を遵守していること。
- (8) 出店後、安定的に経営ができる事業者であるか確認するため、最近5年間に於いて、継続して3年以上売店・飲食店等の経営実績を有すること。
- (9) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

4 参加手続

(1) 問い合わせ先

〒602-0898 京都市上京区相国寺門前町709
京都府立鴨沂高等学校
電話：075-231-1512 FAX：075-231-0220

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：平成30年5月30日～平成30年6月8日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)で配布するほか、京都府立鴨沂高等学校ホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp/ohki-hs/mt/>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成30年6月15日午後5時まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～平成30年6月5日午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAXにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「京都府立鴨沂高等学校食堂・売店の出店に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、役職・氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：平成30年6月11日

(5) 回答方法：質問への回答は京都府立鴨沂高等学校ホームページに掲示し、個別には回答しない。(http://www.kyoto-be.ne.jp/ohki-hs/mt/)

6 応募書類

(1) 提出書類 ※イ及びオは添付資料も含め10部、その他は1部提出のこと。

ア 参加表明書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

ウ 京都府税の滞納がないことの証明

エ 消費税及び地方消費税の納税証明

※ウ及びエについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

オ 売店・飲食店等経営実績(様式任意)

※店舗名、所在地、営業期間、収支実績を記載し、最大3店舗まで。

カ 共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体届出書

(イ) 共同企業体協定書

(ウ) 委任状

(エ) 使用印鑑届(様式3)

(オ) 役員等調書(様式4)

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

(ア) 法人登記簿謄本(1部) ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

- (ウ) 財務諸表
- (エ) 使用印鑑届 (様式3)
- (オ) 役員等調書 (様式4)

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

- (ア) 団体の規約
- (イ) 役員一覧

ケ 提案事業者が個人の場合は、以下の書類を添付のこと。

- (ア) 所得税の確定申告の写し
- (イ) 使用印鑑届 (様式3)

※ ウ、エについては、京都府競争入札参加資格名簿登録事業者の場合は、当該参加資格審査結果通知書の写しを提出することで省略することができる。

(2) 企画提案書の作成方法

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本募集における出店者の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション場所には、スクリーン及びプロジェクターを設置予定のため、パワーポイント等使用したい場合は、その他必要物品を持参すること。時間、場所については、別途通知する。(平成30年6月25日予定)

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。ただし、評価基準のうち「実施面」及び「府内企業」項目については、企画提案書記載内容を評価の着眼点に基づいて、学校が評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、出店者の候補者として選定する。

イ アに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府立鴨沂高等学校ホームページにおいて公表するとともに、4（1）において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- （1）候補者の名称、総合点及び選定理由
- （2）（1）以外の参加者の名称及び総合点
 - ※（1）以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次順位者の得点は公表しない。
- （3）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9 使用許可等

- （1）出店者の候補者に選定された者と京都府との間で、事業内容等について再度調整、協議を行った上で教育財産使用許可申請書を提出すること。
- （2）選定された候補者が、特別な事情等により教育財産使用許可申請書を提出しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- （3）教育財産使用許可書の交付を受けたときは、使用条件を遵守し、誠実に事業を実施すること。
- （4）次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、使用許可を取消し又は変更することがある。なお、取消し又は変更により生じた費用や損失は、出店者が負担するものとする。
 - ア 使用許可の条件に違反したとき。
 - イ 「3参加資格」に掲げる要件を欠くとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等の違反により、学校への出店者としてふさわしくないと校長が判断したとき。
 - エ 学校において公用又は公共の用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
 - オ 京都府教育委員会の都合により、使用許可を取り消す必要が生じたとき。
- （5）教育財産使用許可期間が満了する前に自己都合により退去する場合は、退去しようとする日の3箇月前までに校長に書面により通知すること。

10 その他

- （1）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。
- （2）企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- （3）参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- （4）参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- （5）提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- （6）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。